

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月2日

由利本荘市長 長谷部 誠

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス本荘
秋田県由利本荘市東梵天144

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

ア	株式会社デンコードー	代表取締役	岡田 義則
イ	株式会社デンコードー	代表取締役	岡田 義則
ウ	株式会社チヨダ	代表取締役	杉山 忠雄
エ	株式会社ツルハ	代表取締役	<u>鶴羽 順</u>

(変更後)

ア	株式会社デンコードー	代表取締役	岡田 義則
イ	株式会社デンコードー	代表取締役	岡田 義則
ウ	株式会社チヨダ	代表取締役	杉山 忠雄
エ	株式会社ツルハ	代表取締役	<u>八幡 政浩</u>

(4) 変更の年月日

令和2年8月11日

(5) 変更する理由

小売業者の代表者に変更が生じたため

2 届出年月日

令和2年11月27日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和2年12月2日から令和3年4月2日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市商工観光部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由